

太陽 ASG

エグゼクティブ・ニュース

テーマ：民法（債権法）改正（案）の評価と問題点について
ーグローバル社会に対応した民法改正ー

執筆者：慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 池田真朗氏

要 旨 （以下の要旨は 1 分 50 秒でお読みいただけます。）



最近、都内の大手書店などで「民法(債権法)改正」について書かれた本が多数出版されているのに気付かれた方も多いと思われます。我が国の民法は、明治時代にドイツ民法やフランス民法などの影響の下に制定され、2004 年に片仮名から平仮名に口語化された以外、ほぼ 1 世紀以上に亘り明治時代のままの原形を留めて参りました。

これは、もともと民法が一般市民相互の権利・義務関係に係わるものなので、これを規律する法律も時代によってあまり変わらないことによるもの、と考えられます。因みに 1804 年にナポレオンが編纂した「フランス民法典」は、現在もフランス民法として通用しており、ナポレオンは「余の真の栄誉は、40 回の戦いの勝利ではなく、永久に生きるのは余の民法典である。」と語ったと言われています。

この度の民法(債権法)改正の動きは、昨年 11 月の「社会・経済の変化に対応し、国民生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を見直す」との法務大臣の諮問から始まったものです。因みに、現行民法では、飲み屋のツケは 1 年で時効なのに、医者診療費は 3 年間時効にかかりません。職業による差別とも思われ、法務省が関与する「民法(債権法)改正検討委員会」では、こうした短期消滅時効を 3 年等に統一する基本方針・改正案が提示されています。今回は民法改正の背景等について、改正の主要委員会や研究会の全てに関与されて来た慶應義塾大学・池田真朗教授に解説して頂きます。

基本方針の目玉は幾つかありますが、その内の債権譲渡の要件では、現行民法に比べ大きく異なる案が示されています。例えば、現行法では二重払いの危険を避けるため、債務者は確定日付ある通知が先に着いた譲受人を確認してから、その者に支払えば免責されますが、通知管理の手間が生じます。改正案では、債権譲渡人等による譲渡登記制度の導入でこの解決を図ろうとしています。しかし、登記だと法務局に出向くことになるため、内容証明郵便で済む今の手続より優れているとは一概には言えないようです。

こうした状況下、池田教授は、民法は本来市民のルールを規定化したもので、お上がルールを作って守らせるのは筋違いとされます。今回の民法改正案が、ややもすると国際的な取引ルールを勘案する法務省や学者の主導で進められているのに対し、教授は「市民が参加しない民法改正」は民主主義国家の行うことではないとして、債権法改正のプロセスに一般市民の積極的な関与が望まれる、と主張されています。

「太陽 ASG エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから⇒<http://www.gtjapan.com/library/newsletter/>
本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。Tel: 03-5770-8916 e-mail: t-asgMC@gtjapan.com
太陽 ASG グループ マーケティングコミュニケーションズ 担当 藤澤清江

民法（債権法）改正(案)の評価と問題点について —グローバル社会に対応した民法改正—

慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 池田真朗

1. はじめに—改正検討作業の開始

2009 年 11 月から、法務省の法制審議会民法（債権関係）部会において、わが国の民法のうち、契約を中心とする債権関係の規定について、改正の検討が始められた。

これは、明治 29 年(1896 年)に公布され同 31 年(1898 年)に施行されて以来、部分的な修正はあっても基本的にはそのまま維持されてきた民法典について、債権編を中心に、「同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」という法務大臣の諮問によるものである。

この部会は、とりあえず終了時期は定めず、月 1 回程度のペースで開催され、1 年半後には中間論点整理を目指すということがホームページで公表されている。ちなみにこの中間論点整理は、文字通り、問題点を抽出して整理するという段階にとどまるようで、具体的な条文の検討などはそれからさらに先になる見通しである。

したがって、このまま推移するとしても、大まかな日程感としては、国会に改正案が上程されるまでに現時点（2010 年 7 月）から 2~3 年程度かかり、国会を通過してから公布までに 1, 2 年の期間を置く、ということになりそうである。

しかし、ことは民事基本法典の 110 数年ぶりの改正であり、しかも、民事基本法典ということは、会社法や消費者法など、民事関係の諸法律の基本となる考え方を示すものであるので、学者や法曹だけでなく、実業界や市民団体など、各界の意見が十分に集約された形で改正論議が進められることが何より望まれるのである。



2. 事前の学者の改正論議

一部の学者の間では、2006 年の秋頃から改正論の機運が高まり（同年に法務省が債権法改正の必要性について検討を開始する方針を明らかにしたことが要因になっているとされる）、主たる動きとして 3 つの学者グループが研究やシンポジウムを行い、改正提案をまとめてきた。

けれども、当時から今日に至るまで、一般には学者であっても、民法を改正しなければならないという必然性を感じることはあまりなかったと思われる。ましてや、弁護士や企業法務の実務家の中から、改正の要望があったわけではない。ちなみに、一般市民の関心からすると、民法の関係では、夫婦別姓の問題とか、生殖医療における親子関係の問題とかが挙げられるかもしれないが、それらはいずれも民法の中の家族法（親族法、相続法）の問題であり、今回の債権法改正とは関係がない。

このような状況下で、事実として（あえて法務省など一部の関係者の意向によって、というべきか）、民法（債権法）改正路線のきっかけは作られた。筆者は、今回の民法（債権関係）改正について、後述する国際基準への対応等の理由づけはそれなりに理解するものの、この始まり方はいわゆる『民意の反映』ではなかったと感じるところである。

3. 学者の検討案の提示

今般の民法債権法の改正の動きを広く知らしめた出来事として、「民法（債権法）改正検討委員会」（委員長鎌田薫早稲田大学法務研究科長、事務局長内田貴法務省参与。以下本稿では「改正検討委員会」と略称する）が、2009 年 4 月のシンポジウムでその改正試案である「債権法改正の基本方針」（専門誌 N B L 904 号，別冊 N B L 126 号に収録）を公表したことが挙げられる。この「改正検討委員会」は、2006 年秋に設立されたもので、今回の「基本方針」は同委員会がそれ以来 2 年半ほどをかけた作業の成果である（この「基本方針」は、修文された条文案に近いものもあるが、同委員会は、条文そのものの案ではないとする）。

民法の改正を論議する学者グループの活動としては、この「改正検討委員会」のほかに、主要なものとして 2 つのグループがあり、これらは昨年 2008 年 10 月の日本私法学会（名古屋大学）でシンポジウムを行い、それぞれの試案も発表している。第一は、加藤雅信上智大学教授を代表とする「民法改正研究会」（加藤グループ）であり、第二は、金山直樹慶應義塾大学教授を代表とする「時効研究会」（金山グループ）である。さらに、上記検討委員会に属しない学者を中心に、民法改正に対する見解や提言を集めた論集として、『民法改正を考える』（日本評論社、2008 年）も出されている（たまたまの結果であるが、上記「改正検討委員会」と上記 3 グループのすべてに関与ないし寄稿した学者は、筆者のみである。）。

4. 今なぜ民法改正か

そもそも、今なぜ民法改正か、という問いに対しては、いろいろな説明がなされているが（施行後 110 数年経過した民法典の内容を現代に即したものにす、等）、決定的な必然性と呼べるものはないのではないか、という疑問はぬぐえない。筆者は、複数の民法学界の重鎮から、今なぜという疑問はあるのだが、今やらないと当分できないだろう、という評価を聞いている。また、ある弁護士は、立法事実はあるのか、つまり改正しなければならない問題や紛争形態が現実存在しているのか、と疑問を提示されているが、この疑問もかなりの場面で当たっていると言わざるを得ないであろう。

ただ、わが国では、近年、会社法、信託法、金融商品取引法というビジネスローの大改正・抜本改正が続いてきたことからすれば、（民法を後述するように取引法のひとつと積極的に位置づけるのであれば）今度は民法の番、という論理は、企業法務の担当者には、それほど抵抗なく受け入れられるものかと思われる。しかしながら、それも民法の性格付け次第であって、民法をあくまでも市民生活の一般法、と位置づけるのであれば、その改正は「今でなければならない必然性」までは見出しがたいということになるだろう。

加えて、後述のように、改正検討委員会は、消費者法と商法の一部をも民法に取り込むなどという提案もしているが、消費者行政にも動きがある昨今、そのような提案をすること自体が適切なのか等も問題になろう。



ただ、ひとつ具体的な改正のインセンティブとして考えられるものは、国際基準への適
 合化ということである。

5. 「債権法改正の基本方針」の評価と問題点

(1) 改正検討委員会の基本発想

I 国際基準への対応

以下には、「改正検討委員会」の「改正の基本方針」についての言及を中心とし、必要
 に応じて「改正研究会」・「時効研究会」の議論に言及する。

「改正検討委員会」事務局長の内田法務省参与は、今次の改正を「日本民法の立ち位置を
 決めるもの」という表現で説明していたが、それはどういう意味をもつのか。やはりそこ
 には、国際的な動向への意識が感じられることは確かである。ユニドロワ国際商事契約原
 則(注 1)やヨーロッパ契約法原則(注 2)のような欧州における取引法の改良・統一の動きは
 ここにきて顕著なものとなっており、それは国際取引ルールの共通化・平準化という意味
 で、内容的に英米法への接近融合という面もあると理解されるのだが、そういう国際的な
 動向に日本も乗り遅れないようにしようという意識は強く感じられる。加えて、日本が後
 述するウィーン売買条約をようやく批准したことも背景事情に挙げられよう。

(注 1) ユニドロワ(私法統一国際協会)国際商事契約原則:国際商事契約の一般的準則を提案するもので、国連条
 約のような拘束力はないが、日本を含む世界約 60 カ国の参加国が参考になっている。

(注 2) ヨーロッパ契約法原則:ヨーロッパにおいて検討されている統一的な契約法原則。

その中でもことに、今回は学者だけでの検討ということもあって、実務上の処理を意識
 した国際基準というよりも、解釈論上の成熟(問題点の解決)を立法論につなげる、とい
 う学理的な面での国際基準への同化、が色濃く出ているように感じられるのである。

そして、ユニドロワ国際商事契約原則やヨーロッパ契約法原則は、UCC 米国統一商事
 法典(注 3)などを意識しながら、民事取引法の取引法化、事業者法化に傾斜している面が
 あり、今回の「改正検討委員会」案もその考え方に親和的である。そうすると、事業者の
 対極の消費者を保護する必要がクローズアップされるので、「改正検討委員会」案は、一
 方で民法の事業者法化を図り、一方で消費者法を民法に取り込もうとする形を取っている。
 内田事務局長の、取引の世界の当事者は「商人か消費者かという色つきの人」が多くなっ
 ているという趣旨の記述(NBL872 号参照)は、それを如実に表しているといえる。た
 だし、これは世界のすべての趨勢かというところではない。たとえば、フランスは、現在
 までのところ、あくまでも民法は市民の基本法として、ニュートラルな、色のついていな
 い人を対象にし、商法の要素は取り込まず、消費者法は別法典にしている。さらに、たと
 えばアメリカ合衆国やイギリスなどいわゆる英米法の国は民法典を持たない判例法の国で
 あり、UCC はまさに「統一商事法典」であって民法典ではないことに注意しなければなら
 ない。

(注 3) UCC(Uniform Commercial Code)米国統一商事法典:米国の連邦商事法的な性格を有する法典。

ちなみに、今回の「民法改正研究会」案では、基本的に商法や消費者法の規定を民法に移すという発想は採用せず、必要があれば、商法等の規定を民法でリファーマーするという考え方で作成されている。

Ⅱ 契約を中心とした民法債権法の再構成－ウィーン売買条約の紹介を兼ねて

今回、実質的にみて「改正検討委員会」案の最も強い基本理念といえるのは、現代取引において重要性を増している「契約」を中心として民法債権法の再構成を図ろうとするものである。これが、とくに原案を作成したメンバーの多数が意図した方向であることは間違いなく、そしてそれは改正の方向性としては肯定されるべきものと思われる。

そのひとつの大きな必然性は、わが国のウィーン売買条約の批准に求められるようである。ウィーン売買条約（英語の略称として CISG と呼ぶこともある）とは、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」のことで、国際的な物品の売買契約に適用される私法統一条約である。本条約は国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）によって作成され、1980 年に採択され、1988 年 1 月 1 日に発効した。以来米、中、独、仏等主要な 70 カ国以上がその締約国となっている。つまり、この条約の定めるルールは、もはやほとんどの先進国が適用を受ける世界統一基準となっていたのであるが、日本は、2008 年ようやくその 71 番目の締約国となり、2009 年 8 月 1 日からその適用を受けることになった。



本来この条約は、国際的な（つまり異なる締約国に営業所が所在する当事者間の）物品売買契約に適用されるものであるが、そこに示されたルールは、いまや国際的な共通契約法という地位を得るに至り、各国の国内法にも影響を与えはじめている。

そして、我が国での民法（債権法）の改正提案にも、このウィーン売買条約の影響が相当に見てとれるのである。

本条約の基礎には、「ファヴォール・コントラクトゥス(favor contractus)」つまり「契約の優遇」という観念があるといわれる。これは、たとえば当事者の申し込みと承諾の内容が完全に一致しなくても契約の成立を認めるとか、当事者に重大な契約違反があっても契約の目的を達成できない場合にだけ解除を認める、というように、当事者の合意とそれによる相互拘束を重視する考え方である（これは、細かいコミュニケーションが取りにくい国際間の契約については、たしかに合理性を有するといえるであろう）。

具体的に例を挙げると、契約をしたことそれ自体の拘束力を重く見る、ということから、契約の解除については、現在の日本民法の考え方では、債務者に帰責事由のあることを解除の要件とするが、この条約では、債務者が契約どおりに履行しないそのこと自体が重大な不履行と評価できるものであれば、帰責事由などを要件にせず解除を認める（拘束力を重く見るということは、その約束どおりに履行する義務が重視されるということであり、したがって債務者に重大な契約違反があれば、債権者はその結果だけで当然解除ができるのであって、その結果に至ったことに債務者の帰責事由など落ち度のあることを必要としないということである。ただし天災地変のような不可抗力の場合は例外になる）。また現在の日本民法は原始的不能（契約時に目的物がすでに存在しない等）の契約は無効と考えているが、これを本条約では有効としたうえで売主の引渡義務違反の問題として処理する。また、日本民法にある危険負担の制度（契約後に目的物が不可抗力で消滅したときに、債

権者、債務者のどちらがその損失<危険>を負担するかの定め<民法 534 条～536 条>。契約の解除とは直接の関係がない)は存在せず、買主による契約解除の可否の問題として処理される。そしてこれらはそのまま今回の民法(債権法)「改正検討委員会」の提案に採用されているのである。一国の民法を考えるのに、ことに契約法の世界では、このように国際条約の影響も勘案しなければならない時代になってきたということを理解しておくべきである。

なお、債権法「改正検討委員会」の考え方は契約法を重視する考え方がかなり徹底しており、具体的には、①商法の商行為に関する規定を民法(債権法)に取り込む、②消費者契約法など、消費者法の一部を民法(債権法)に取り込む、③債権の消滅時効のうち不動産賃借権に関するものを除いたものを「債権時効」と称して債権法に規定する、という諸点にその方向性が示されている。

6. 具体的な改正提案の難しさ—債権譲渡規定を用いての例証

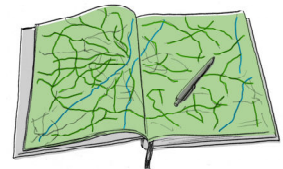
(1) 問題の所在

債権法の改正案は、民法典というものに対する考え方によって、まったく変わってしまう場面もある。その代表的なものと考えられるのが、筆者が専門とする債権譲渡の分野である。つまり、そもそも債権譲渡の規定は、民法典の性格付けを市民生活の基本法と見るか取引社会の基本法と見るかによって、また債権譲渡取引の実務での用いられ方をどう評価に取り込むかによって、大きく変わってしまうものと考えられるし、さらに、事業者間の取引を考えるか市民間の取引を考えるかというレベルの問題だけでなく、たとえば同じ弁護士の業務であっても、何を主として扱っているかということで先鋭に賛否が変わってしまうという、民法(債権法)改正の中でも非常に処理の困難な問題をはらむ分野なのである。以下にその一例を示したい。

(2) 債権譲渡の対抗要件

I 改正案の特徴

「改正検討委員会」の提案で見た場合にも、実務的に最も議論を呼んでいる場面のひとつが、債権譲渡の対抗要件の規定である。現在の民法は、債務者に対する対抗要件(権利主張のための要件)を債務者への通知と債務者の承諾(了知した旨の表示)とし、第三者対抗要件としてはそれを確定日付のある証書でなければならない(内容証明郵便でも、公証人役場での日付印付与などでもいい)としているのであるが(民法 467 条 2 項<注>)、「改正検討委員会」案の概略は、①金銭債権の譲渡については第三者対抗要件を債権譲渡登記に一本化し、非金銭債権については譲渡契約書に確定日付を付するのが第三者対抗要件となる。②対債務者権利行使要件(現行民法の対債務者対抗要件に該当)については、金銭債権の場合は、債権譲渡登記の登記事項証明書を付しての通知、非金銭債権の場合は確定日付ある譲渡契約書の写しを付しての通知、をするか、それらを備えなくても、譲渡人が債務者に通知をすれば、譲受人の権利行使要件になる、というものである。つまり金銭債権については第三者対抗要件は個人間の譲渡も少額債権の譲渡もすべて登記に一元化し、対債務者権利行使要件については、承諾を外して通知のみとする、かなりラディカルなものである。



(注)民法 467 条 2 項:前項(指名債権<金銭の貸借など債権者と債務者が特定している債権>譲渡)の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

Ⅱ 改正案に対する批判(その 1) — 債務者に情報を集める利点を排除

これらは、現行民法 467 条の債務者に情報を集める形態の対抗要件において、債務者をインフォメーションセンターとすることの不完全さに対する批判を徹底した結果の提案なのであるが(その意味でもともと学理的な理由から検討が始まっている)、確かに、画一性、簡明性という意味では、現在の民法上の第三者対抗要件(確定日付ある通知・承諾)と動産債権譲渡特例法登記上の第三者対抗要件の複線構成を一元化するので、大企業の法務担当者などには、チェックするべきものが減るので都合がいい、と評価されるかもしれない。しかし、そもそも現在の債権譲渡登記(1998 年創設、法人の金銭債権の譲渡について民法対抗要件の代替手段となる)は、法人だけが対象となっている(それには当事者の同定<identify>可能性等の理由がある)ので、これを個人に広げるのにはさまざまな問題がある。また、提案が不徹底さを批判している、債務者に情報を集める通知・承諾型の対抗要件についても、実務ではその便利さを評価する声は多い。

さらに、登記に一元化するとしても、今回の提案でも、差押えについては登記は要しないとしている。したがって、その限りでは一元化といっても、差押えとの先後の比較をしなければならぬことには変わりはないということになる。

Ⅲ 改正案に対する批判(その 2) — 登記重視(一元化)に伴う問題点

より具体的な批判は、個人間の譲渡でも第三者対抗要件を得るには登記が必要という手間とコストの問題である(現在は登記のほうが内容証明郵便よりもはるかに高額になる。また法務局まで出向くことと郵便局で済むことの差も大きい)。これが仮に技術的にクリアできるとしても、個人名で登記させて、婚姻や養子縁組で姓が変わった場合はどうするのか。さらに現在の債権譲渡登記はオンライン化されているが、個人についてもオンライン化するとなると、個人情報の論点を含む、いわゆる国民総背番号制の問題が出てくる。現行の類似制度を活用するにしても、現在、IT化したものの活用度が低い国家的諸制度(電子納税なども市民の利用度が高いとはいえないが、さらに自動車保有の電子申請制度などはほとんど使われていないようである)が問題とされている状況を考えた場合に、費用対効果の見合う新システムができるのか、等々、疑問は尽きない(これらについては、民法改正を超えた問題として、租税、医療等に関する他の行政組織での取扱と国家的連携を図ってインフラ設計が検討される必要があろう)。

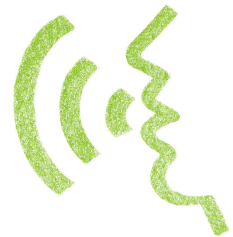
また実務では、集合的な債権譲渡において登記が広く活用されていることは事実であるが、一方で、債務者数が少ない単発の債権譲渡については、内容証明郵便による通知のほうが簡略で便利であり、郵便局の本局からなら 24 時間出せるという便宜もあることが実務で指摘されている。また、債務者に知らせずに資金調達をするニーズからすれば確かに登記が便利なのだが、特段秘密にする必要のない譲渡の場合には、通知・承諾によって、債務者が支払先がどこかを了解していることが大きな利益とする実務家の声もよく耳にする。つまり、債権譲渡を扱う弁護士の業務においても、大掛かりな債権流動化や多数の将来債権をまとめて扱う譲渡担保の取引では、登記一元化に賛成ないし期待する声があるが、取扱い債権の数が少ないケースでは、個別の通知・承諾の便利さに言及する意見が多いという状況があるのである。

この点については、筆者自身も確かに、かつて論文および著作で、登記一元化の方向を予言し、「これは今後 21 世紀を見通した場合の仮説であるが、将来的には、債権譲渡については、民法の規定する個別の債権譲渡通知を電子化するよりも、システムを電子的な登記登録に一本化するほうがよいという可能性もある。その時代には、親族間の譲渡等でも、個人が登記登録のシステムにアクセスすることの負担等はそれほど考慮しなくてよい状況にあると予測されるからである」と書いた。しかしそれはあくまでも、「親族間の譲渡等でも、個人が登記登録のシステムにアクセスすることの負担等はそれほど考慮しなくてよい状況」が到来して、という前提で書いていたのであり（たとえば、第三者から継続的に給付を受けるような債権の親族間での譲渡などを考えた場合も、譲渡人の資産状況によっては譲渡人が差押えを受ける可能性は常に存在するので、譲受人としては第三者対抗要件具備は必要である）、問題はまさに、それが今か、という話なのである。そして、こういう場面では、誰の声がどう吸い上げられるのか、が問題となろう。

Ⅳ 改正案に対する批判(その 3) — 債務者の承諾を不要とすることへの疑問

さらに、「改正検討委員会」の案では、通知・承諾を第三者対抗要件から外すだけでなく、最終的には承諾を対債務者対抗要件（権利行使要件）から外すという提案になっている（筆者は反対案を提出したが少数で否決された）。第三者対抗要件としても残すべきという弁護士会の批判もあるところであるが、筆者としても、現在の金融実務では、債務者の承諾があってはじめて債権譲渡による担保融資をするとか、承諾（あるいは異議を留めない承諾）の有無によって融資の担保掛け目を変える等、債務者の承諾は現実の取引では非常に重要な機能を果たしているの、これらの活用場面が失われるという大きな疑問があることを述べたところである。

ちなみに、筆者が関与した「民法改正研究会」の改正試案では、指名債権譲渡の対抗要件としては通知または承諾と、法人の場合における動産債権譲渡特例法に定める登記とを併置する規定を提案している（同試案 361 条 362 条）。



Ⅴ 将来債権譲渡の取扱い

さらに、ここでは詳しくは述べないが、将来債権の譲渡契約（判例が有効性を認めている）についても、譲渡人が倒産して管財人に処理が移管された場合にどこまで有効なのかという問題について、弁護士の間で大変大きな論議を呼んでいる。企業再生に携わる弁護士と、債権流動化に携わる弁護士の間では、利害関係がまったく反対になるからである（たとえば、複数年にわたる将来債権譲渡契約の途中で譲渡人会社が倒産した場合、そこから先に具体的に発生する将来債権は倒産管財人のものになってしまうのか<企業再生に有利>、それともなお債権譲渡が有効なので投資家が回収できるのか<流動化に有利>、という問題である）。

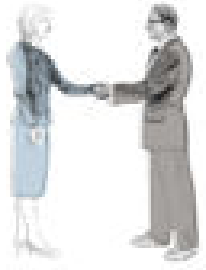
7. 結びに—筆者の民法観と民法改正の望ましい姿

筆者がこの時点で整理しておきたいのは、現代における法改正のプロセスの問題である。そしてそれが私法の基本法である民法典の場合には、他のどの法律の場合よりも十分に履践されなければならないと思うのである。

筆者は、民法ことに債権法の、私人の間のルール作りを基本とする部分（意思自治の原則）を民法の最大の特徴と認識し、私法の基本法たる民法典の、とりわけ任意規定を中心とする契約法などの部分は、市民の中で行われているルールをいわば法が吸い上げて規定しているという色彩を持つものである、と説明してきた（つまり民法は、オカミがルールを作って市民に守らせる、という性格の法律ではない）。

したがって私見は、法制審議会は、一年半後の「中間論点整理」に至る以前に、これまで意見を述べる機会の少なかった人々へのヒアリングを積極的に行うべきであると考え。繰り返すが、民法は、私法全分野の一般法であり、市民生活の根本規定である。「市民が参加しない民法改正」は民主主義国家のすることではない。したがって、読者の皆さんにおかれても、それぞれの立場で、債権法改正に対して積極的に発言し、要望をしていただきたいと思うのである。

（本稿の詳細は、拙著『債権譲渡と電子化・国際化』（債権譲渡の研究第4巻）（弘文堂、2010 年）の第 22 章以下の諸論考を参照していただきたい。）



以 上

執筆者紹介

池田 真朗（いけだ まさお） 1949 年 東京都生まれ
慶應義塾大学大学院法務研究科教授・同法学部教授。日本学術会議会員。博士（法学）

<学歴・職歴>

1973年 慶應義塾大学経済学部卒業
1978年 慶應義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻博士課程修了
1989年 慶應義塾大学法学部教授
1992年から1993年 フランス国立東洋言語文明研究所招聘教授
慶應義塾大学大学院法務研究科教授を兼ねる

<学会等>

ABL協会理事長、金融法学会常務理事、日本私法学会前理事、
日仏法学会理事、日弁連法務研究財団理事、法務省法制審議会民法部会委員ほか

<主要著作>

債権譲渡の研究（弘文堂）、スタートライン債権法（日本評論社）、民法への招待（税務経理協会）、
新標準講義民法債権総論（慶應義塾大学出版会）、新標準講義民法債権各論（慶應義塾大学出版会）、
民法Visual Materials（編著、有斐閣、2008年）ほか多数